

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴う特別急行料金の  
上限設定認可申請に関する審議（重要認定）（1回目）

1. 日 時

令和5年9月26日（火） 10:30～11:30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 渋谷、木村、浅井、本間、宮田、廣井、堤、  
田崎

4. 議事概要

- 鉄道局より、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）からの北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴う特別急行料金（以下「特急料金」という。）の上限設定認可申請の概要等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 認可申請の対象は自由席特急料金に関するものだけか。指定席料金などはどのような扱いとなるのか。
  - ② 特急料金のうちのJR東日本への配分額の確認については、各駅相互間すべてについて行う方針という理解で良いか。
  - ③ 北陸新幹線の延伸区間に係る特急料金について、東北新幹線の料金タリフを基礎とした考え方はどのようなものか。また、総括原価との関係はどうか。
  - ④ 今回の事例では、運賃については新しい運賃の設定にはあたらないとのことであるが、新幹線のように長距離区間が開業する場合には、開業によって既存区間も含めた収支構造に影響が出てしまうのではないか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、

① そうである。指定席料金については届出制となっている。ただし、総括原価の審査にあたっては、収入には特急料金だけではなく、指定席料金やグリーン料金なども含めた形で審査を行うこととしている。

② そうである。

③ 事業者の経営判断の範疇ではあるが、J R 東日本の各新幹線では、東北、上越とともに同じ料金タリフを採用しており、北陸についても、長野開業時には同様とした。以降、金沢開業にあたっては事業者を跨ることによって生じるコストは別途上乘せしつつも、基本的な考え方は同様としている。今般の敦賀開業にあたっては、J R 西日本と J R 東日本が協議のうえ、その考え方を改める必要がないと判断したものである。

総括原価との関係においては、どのような考え方で料金を設定したものであっても、収入が原価と利潤の合計を超えないものであることを審査することになる。

④ 今回の事例では、延伸部分の総括原価については運賃も含めた形で審査を行うことになるとともに、一般論としては、次回の運賃改定時には事業全体の総括原価を審査することとなる。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。